

給料の一定期日払いの原則

Q、給料を「毎月第2金曜日に支払う」と定めることはできますか。

A、労働基準法24条2項には「賃金は、毎月一回以上、一定期日に支払わなければならない」とあります。一定期日とは必ずしも「25日」と日にちを指定する必要はなく、月給における「末日支払い」、週給における「月曜日支払い」のように、支払い日が特定される方法であればいいのです。

しかし、「毎月第2金曜日」のように1か月の中で7日の範囲内で変動するような期日を定めることはできません。ただし給料日が休日に該当する場合には、その支払日を繰り上げ、または繰り下げを定めることは、一定期日払いの原則に違反しません。給料は、受け取る社員にとって生活の基盤になるもので、何より安定的かつ確実な支払いが求められます。そこで賃金が労働者にきちんと支払われるように、5つのルールを労働基準法24条で定めています。

①通貨払いの原則

▼賃金は通貨で支払う必要があり、現物支給は禁止です。労働者の同意があれば銀行振り込みも可能です。

②直接払いの原則

▼給与は直接社員に支払わなければなりません。たとえ社員の配偶者や親が代理人であっても認められません。ただし、本人が病氣中などやむを得ない場合での支払いは可能です。

③全額払いの原則

▼個人負担の社会保険料など、法律で給料から控除することが定められている場合や、労使合意に基づく労働組合費の控除は可能です。

④毎月払いの原則

▼会社の資金繰りが苦しくても、翌月に2か月分まとめて支払うことはできません。

⑤一定期日払いの原則

① から⑤までのルールは従業員的生活を守る給料支払いの重要な原則です。